

公立高等学校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金制度 の見直しにおける地方負担の考え方等について

現在、国において公立高等学校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金制度を見直し、所得制限を導入する方向で検討しているところであるが、その際公立・私立ともに、個人へ就学支援金を給付する制度に一本化する方向であると伺っている。

全国知事会では、これまで現行制度創設時から、公立高校授業料不徴収制度について地方負担を廃止することを主張してきたところであるが、高校授業料の無償化は国として教育費負担の軽減を行うために導入されたものであり、今回の見直しにより、都道府県では授業料徴収事務が復元することに加え、個人の所得確認や就学支援金の支給等、制度施行のための様々な事務が追加的に発生する中で、地方に財政負担を求めるとすることは断じて受け入れられない。

また、8月22日には、全団体に統一して平成26年4月から実施することには多くの課題があり、非常に難しい問題である旨を申し入れたところであるが、国として平成26年4月に制度を開始するというのであれば、その見直しの全体像、所得制限の具体的基準や私学の就学支援金の加算水準等の法令事項の内容、奨学のための給付金制度等の予算事項の内容、これらの施行事務における詳細な運用基準や実務処理手順等について、一日も早く都道府県に示さなければならない。

さらに、国は、直ちに受験生・保護者等への周知を十分に行うとともに、あわせて準備経費の財政措置を速やかに講じるよう求める。

平成25年10月3日

全国知事会 文教環境常任委員会委員長
秋田県知事 佐竹 敬久